

# 本試験開始直前 ①

## 6分でもう1点

### 公認心理師法条文＜大事なところだけ＞ 最後にもう一度・読むだけチェック

#### ◆ 目的 第一条

この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって 1 の心の健康の 2 に寄与することを目的とする。 1 国民 2 保持増進

#### ◆ 定義 第二条

この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の 3 を受け、公認心理師の 4 を用いて、 5 、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。 3 登録 4 名称 5 保健医療

一 心理に関する 6 を要する者の心理状態を 7 し、その結果を 8 すること。

二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する 9 に応じ、 10 、 11 その他の援助を行うこと。 6 支援 7 観察 8 分析 9 相談 10 助言 11 指導

三 心理に関する支援を要する者の 12 に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 12 関係者

四 心の 13 に関する 14 の普及を図るための 15 及び 16 の提供を行うこと。 13 健康 14 知識 15 教育 16 情報

#### ◆ 登録の取消し等 第三十二条

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。 (※任意的取消し)

一 第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合  
二 17 又は 18 の 19 に基づいて登録を受けた場合 17 虚偽 18 不正 19 事実

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が第 20 条、第 21 条又は第 22 条第二項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ずることができる。 (※任意的取消し)

20 四十 21 四十一 22 四十二

※40条信用失墜行為の禁止、41条秘密保持義務、42条2項主治医からの被指示義務

裏面②へ

# 解答再現 ③

にご協力下さい。

本日 9/9  
15:30~

辰巳法律研究所の再現は  
他とは、ひと味違います

- 試験会場で
- 帰りの電車で
- 自宅でゆっくり



## ●再現にご協力頂いた方限定サービス

- ①ナンと、数千名規模で、**全国の受験生がどの肢を選んだか**が判明します。しかも、そのDataは1000名→2000名→3000名→\*\*\*と**再現者が増えるに従って変化していきます**。気になる問題、みんなはどこに付けたのか？
- ②再現協力者には、後日(当方で検討の上正解を確定後)個別の**個人成績診断表**をお送りします。(希望者に郵送します)
- ③再現協力者には、後日、京都コムニタス講師による本試験**重要問題解説講義**(重要問題ピックアップ版)のYouTube 配信を直接ご連絡します。

注意

①あなたの得点は、この再現の時点では確定しません。

正解を確定するには問題内容の詳細な検討が必要であり、どうしても一定の時間がかかります。本再現Dataはその検討の際の有力な材料となりますが、受験生の多数決だけで「正解」を特定するのは危険ですので、現段階ではあなたの得点を確定させません。しかし、再現Dataが多ければ多い程皆さんが得る「感触」は実際の結果に迫るものとなるのは間違いありませんので、どうぞ奮ってご協力下さい

②再現に当たっては、**本番での受験番号と氏名の入力が必須**となっています。

これは、(a) (恐縮ながら)不真面目な入力を防ぐため (b) 二重入力を排除するため (c) 入力した個人Dataが入力したその人にしか見られないように完全ブロックするため、の措置であり、機密は完全に守りますのでご了承頂きたいと存じます。

③注意：**肢別の解答率(みんなどこに付けたか)は、再現者が1000名を超えるまでは(つまり一定規模に至るまでは)表示されない仕組み**になっています。1000名を超えると第一弾のみんなの肢別解答率が再現サイトに表示され、以降、3000名、5000名と変化した数字が次々に表示されますので、再現者は時々サイトを確かめて下さい。皆さんがどんどん再現していただければ表示もどんどん早くなります。どうぞご協力を!

さあ、それでは、再現を  
始めましょう! 裏面④へ

9/18  
火  
昼12:00

再現サイトに京都コムニタスによる**暫定版の正解を掲載**し、同時に**再現者の得点が確定**します。再現者には、当正解の公表を直ちにメールで通知します。

# 4 2018 公認心理師試験 Web解答再現

Webで再現入力

解答再現のご協力はこちら

ただ今の再現協力者 **2,858** 人

5,000人達成時： 集計中  
3,000人達成時： 集計中  
1,000人達成時： 個別解答率表

## 解答再現&成績診断

短時間に大変多くの方のアクセスが予想されるため、速やかに入力できるようにサーバーを分散してあります。

アクセスは、A→B→Cの順でしていただき、中々繋がらない場合は、次のURLにアクセスして頂き、3つとも繋がりにくい場合は、申し訳ありませんが、時間を少し空けて、再度トライして下さい。



- A <https://sinri-store.com/sinri-saigen/>
- B <https://r-tatsumi.com/sinri-saigen/>
- C <https://tatsumi.co.jp/sinri-saigen/>

●本解答再現data処理の責任は、1万人の受験生が読んだ、肢別ドリルを出版した【辰巳法律研究所】にあります。



- ◆ 信用失墜行為の禁止 第四十条  
公認心理師は、公認心理師の 23 を傷つけるような行為をしてはならない。  
23信用  
※違反→罰則なし(罰金×懲役や禁錮×、しかし登録の任意的取消しなどの行政処分あり)
- ◆ 秘密保持義務 第四十一条  
公認心理師は、正当な 24 がなく、その業務に関して知り得た人の 25 を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。 24理由 25秘密  
※違反は重い刑罰(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金、但し親告罪)、登録の任意的取消しなど行政処分もある。
- ◆ 連携等 第四十二条  
公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、26、27、28 等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との 29 を保たなければならない。 26保健医療 27福祉 28教育 29連携

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る 30 の 31 があるときは、その 32 を受けなければならない。  
30主治 31医師 32指示

- ◆ 罰則 第四十六条  
第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の 33 又は三十万円以下の罰金に処する。  
2 前項の罪は、34 がなければ公訴を提起することができない。 33懲役 34告訴  
※41条秘密保持義務 身体拘束があるのはこれだけ(しかも懲役で禁錮より重い)
- ◆ 第四十九条  
次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  
一 第三十二条第二項の規定により公認心理師の名称及びその名称中における 35 という文字の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、36 の名称を使用し、又はその名称中に心理師という文字を用いたもの  
二 第四十四条第一項又は第二項の規定に違反した者 35心理師 36公認心理師  
※44条公認心理師でない者の公認心理師という名称(1項)及び心理師という名称(2項)の使用禁止

問題No	解答率が一番高い肢	当社が想定する正解肢	肢1	肢2	肢3	肢4	肢5
No1	5	現状未確定	104	108	90	6.1	63.3
No2	3	現状未確定	184	106	61.3	54	3.9
No3	2	現状未確定	221	41.2	1.8	1.6	33.2
No4	3	現状未確定	238	17.6	34.8	13.1	10.4
No5	4	現状未確定	24	1.7	1.5	84.9	9.4
No6	3	現状未確定	232	80	34.0	12.6	21.8
No7	1	現状未確定	73.8	11.5	4.3	2.3	7.9
No8	5	現状未確定	7.2	1.5	28.3	13.4	49.4
No9	3	現状未確定	2.9	4.0	61.9	8.2	22.6
No10	4	現状未確定	5.9	8.0	15.2	63.0	7.4
No11	4	現状未確定	2.4	11.6	11.6	36.4	17.7
No12	5	現状未確定	11.1	0.1	2.8	2.0	83.9
No13	3	現状未確定	25.5	3.6	45.0	1.4	24.3
No14	3	現状未確定	7.8	35.7	43.8	10.5	2.0
No15	5	現状未確定	10.2	10.3	36.9	4.6	37.8
No16	1	現状未確定	47.1	24.3	18.8	7.1	2.6

# YouTube本試験解説 9月末/配信開始

公認心理師試験対策のフロントランナー京都コムニタスによる2018年本試験の解説講義(担当:主任講師 吉山 宜秀)

●辰巳法律研究所が収集した受験生の膨大な再現Dataを参考にしつつ、受験生が迷ったと思われる問題、合否を分けそうな問題など最重要問題をピックアップして解説します。  
詳細は、後日京都コムニタスHPで告知し、且つ今回の再現協力者にはメールで直接ご連絡します。

公認心理師の3大義務	罰則	行政上の処分	
①信用失墜行為の禁止 40条	なし	あり	32条 2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が第40条、第41条又は第42条第2項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ずることができる。(注:裁量的取消し)
②秘密保持義務 41条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 但し親告罪	あり	
③-1保健医療、福祉、教育その他の関係者との連携義務 42条1項	なし	なし	42条1項(連携義務違反)は、32条の行政処分からは除外されている。
③-2要支援者に当該支援に係る主治医があるときその指示を受ける義務 同2項	なし	あり	32条2項には「第42条第2項」とわざわざ書いてある。

※公認心理師の資質向上の責務43条は、違反しても、罰則なし行政処分もなし。